

物品の買入れ、修理等に係る随意契約の見積書の徴取についての運用基準

(平成12年4月1日)

〔沿革〕平成13年9月20日 改正

1 運用基準の取扱い

- (1) この運用基準は、広島高速道路公社が随意契約で締結する物品の買入れ、修理、製造の請負等すべての契約について適用する。
- (2) 次の「2 運用基準」に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、広島高速道路公社会計規程第73条第2項及び契約細則第21条第1項の規定にかかわらず、見積書の徴取は一人でよいものとする。

2 運用基準

- (1) 削除
- (2) 品質・内容等が取り扱う業者によって異なるとき。
(例示：弁当、和菓子など業者によって品質等が異なる場合。)
- (3) 製造元から直接購入するとき。また、代理店や特約店などの取扱店及び修理可能な業者が他にないとき。
- (4) 追加して契約する場合で、当該契約に係る入札（見積合わせ）による最低価格者から同価格で契約することが有利と判断できるとき。
- (5) 緊急を要するとき。
- (6) 時価に比べ著しく有利な価格で契約できるとき。
(例示：印刷物の原版保有者等と契約する場合。)
- (7) 予定価格が3万円未満で、適切な価格で契約できる見込みのあるとき。
- (8) その他特別の理由があるとき。（この場合は、具体的な理由を添付し、所定の決裁を受けること。）

附 則

この運用基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成13年9月20日から施行する。